

令和 2 年 第 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		令和2年7月17日（金）										
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室										
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時04分			議 長	進 藤 貴 一					
		閉 会	午前 9時46分			議 長	進 藤 貴 一					
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長					
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員							
	席次番号		氏 名		摘要		席次番号		氏 名		摘要	
	1		吉 澤 眞 吉		出席		1		齋 藤 美 佐 夫		出席	
	2		鈴 木 健 一		出席		2		長 澤 い と		出席	
	3		関 山 功 一		出席		3		吉 田 敏 雄		出席	
	4		進 藤 貴 一		出席		4		大 久 保 要 夫		欠席	
	5		小 野 田 憲 司		出席		5		細 井 和 夫		出席	
	6		小 島 俊 雄		出席		6		渡 邊 明 子		出席	
	7		八 木 橋 健 一		欠席		7		飯 田 孝		出席	
	8		江 原 勝		出席		8		安 野 和 好		出席	
	9		井 上 日 出 巳		出席		9		山 岸 良 一		出席	
	10		岩 上 賢		出席							
	11		荒 井 肇		出席							
	12		白 石 富 子		出席							
	13		江 口 泰 夫		出席				出席者		21名	
	14		大 山 峰 夫		出席				欠席者		2名	
議事参与制限 を受ける委員						会長からの 出席要請者			農政課職員			
事務局			事務局長	嶋崎 徹			主幹		手島 淳			
			主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎			
			主任	安藤 寛子								
説明員			主幹	手島 淳			主査		大塚 一隆			
			主任	塩村 孝太郎			主任		安藤 寛子			
			農政課	新井 和久			農政課		志水 翔希			
会議次第			別添のとおり			配布資料			別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
- (3) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時04分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江口委員、大山委員を指名いたします。
<u>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の 2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、賃貸住宅にて生活しておりますが、妻の母の介護のため手狭となり、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。ていることから、おおむね認められるものと思われます。

	番号２につきましては、譲受人が譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、排水管敷設を行うことに伴う一時転用のための申請です。 転用目的につきましては、申請地の隣地での児童発達支援事業所の建設にあたり、排水経路の確保のため、排水管を敷設するための工事に伴う申請がなされたものです。 農地区分につきましては、農用地区域内の農用地と判断されますが、排水管工事に伴う一時転用は、農地法施行令の不許可の例外に該当するため、転用可能となります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第１０号 番号１について７月９日に現地確認を行いました。 現地案内図は１ページです。周辺は既に宅地として利用されており、今後も発展する可能性が高い場所です。申請地は農地として管理されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	続きまして、番号２の報告を委員からお願いいたします。
委員	議案第１０号 番号２について７月１１日に現地確認を行いました。 現地案内図は２ページです。周辺は既に宅地として利用されている場所です。申請地は農地として管理されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１０号については原案のとおり決定します。

議案第 1 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の設定について

議長

日程第 2 議案第 1 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第 1 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の設定について、事務局からご説明いたします。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されておりますが、農地を農地として権利を

取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50 アール以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といいます。

この下限面積につきましては、農地法施行規則第 17 条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。

併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。

これにより、当市においても毎年の現状等踏まえ『別段の面積』の必要の有無を総会で判断しているところです。

面積の引き下げを行った場合、小規模農家の参入により、担い手への集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがある等のリスクがあること、引き下げをせずとも利用権の設定を行うことにより、農地の貸借は可能なことから、別段面積は設定せずとしたいと考えております。

なお、昨年は 7 月総会において、「別段の面積は設定しない」との決定をしております。

下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を 30 アールと設定するためには、農地面積 30 アール未満の農業者が、区域全体の農業者の 4 割以上いる場合でないと設定できません。

当市においては、直近の「2015 年農林業センサス」のデータにより確認したところ、50 a を下回る農家数は 17.9 %、

30 a（※ 1、2）を下回る農家数は 0.9 % 存在しております。

また、農地台帳に基づき集計したところによると（※ 3）、50 a を下回る農家数は 56 %、40 a を下回る農家数は 49 %、30 a を下回る農家は 38 % 存在しており、40 a を下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。

また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらず、別段面積を設定できるとしております。

当市の場合、遊休農地の割合は約 3.7 %（※ 4）であり、埼玉県全体の割合は約 3.3 % のため、ほぼ同数となり、「相当程度存在する（※ 5）」とはならな

	いこと等から、当市においても、該当しないと思われます。従いまして、この要件に当市は該当しません。 また、近隣市町の状況についてですが、２９年度に川口市が行った照会によりますと、蓮田市が４０ａと設定している以外、春日部市、幸手市、久喜市、宮代町、杉戸町は未設定のため５０ａとなっております。 以上のことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は５０ａのままとしたいと考えております。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１１号については、別段の面積を設定しないことに決定します。
議案第１２号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について	
議長	日程第３ 議案第１２号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第１２号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」説明させていただきます。 市は農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。 意見を聴取する事項としては、６つあり、農地のすべてを効率的に利用しているか、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、また、業務執行役員の１人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、そして、受け手希望者への農用地貸付の適否となります。 それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び位置図をご覧ください。

位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。今回の借受けにつきましては、3件でございます。

はじめに、法人である株式会社●●です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号1から番号41までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約11.4haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。

続きまして、法人である■■株式会社です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号42から番号75までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約7haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。

こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。また、近年では、ネギの栽培に取り組んでおり、作付面積については、約2ha程度の作付けしております。

最後に、法人である株式会社▲▲です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号76から番号119までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成30年9月10日に久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約8.8haで、そのうち一部を、農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

今後借りる農地については、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝、篠津及び大山地区で拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。

以上が借受人の説明です。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、3件の借受人に貸借することについては支障なしと考えます。農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。

	最後に今後のスケジュールについて説明します。 農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。 効力発生日は令和2年9月30日を予定しています。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	配布資料中、32番から41番について、現に農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の中に、株式会社★★という名が記載されているが、これは何か。
農政課	今まで農地中間管理機構を通じ、ご指摘のあった株式会社★★に農地の貸付を行っていましたが、この法人が継続しない旨の申出があったため、農業委員の協力もあり、他の借手を見つけていただき別の法人に再貸付を行ったというものです。
委員	株式会社★★とは契約が切れ、新たに株式会社●●との契約になるということですね。
委員	賃借料について伺いたい。畑や田の賃借料について、定めている金額を知りたい。また、法人の賃借料については、法人間で金額の調整等も行われているのか。
農政課	賃借料について、法人と土地所有者で決めている状況です。所有者で分からない部分については、農業委員さんに間に入っている状況です。基本的には、法人の提示した金額となっている状況です。
委員	相対で賃借料を決めると、法人間で差が生まれてしまうのでは。農業委員会を通じて金額の設定を行った方がよいと思う。
農政課	法人間で差が生まれることは好ましくないと考えていますが、場所によっては、収量が見込めない等の事情が異なるため、貸借地毎に設定する必要があるとも考えております。
委員	農業委員会で定めている賃料との兼ね合いは。
農政課	そちらも参考にさせていただいておりますが、今後も社会情勢等も踏まえて設定することになると思うが、今回の件については、法人にも伝え、格差のある金額を設定しないよう要請してまいります。
委員	法人への貸付が多くなっていると思われるが、今後の貸借を含め、労働力的には問題ないのか。
農政課	具体的に後何㎡耕作出来る状況かは確認していないが、まだまだやりたいという話等はいただいている状況である。

委員	現状農家の高齢化が進んでいる状況で、貸付希望が増えてくると思われるが、後どれだけ借りてもらえるのかという目安が無いと貸借の話を進めにくいところがある。また、近隣に迷惑かけていない等の状況は把握しているのか。
農政課	今後の貸借については、農業委員さんの情報を元に、法人と調整して進めさせていただければと思います。近隣農地への迷惑行為等の状況については、農業委員さんの情報提供を通じて、法人と調整して、改善すべきところは対応していき、地域同士での話し合いを行う考えもあるとのことでしたので、問題ないと考えています。
委員	地域の話し合いを持たれたことは無いと思うが、今後問題があった場合に備えて現状把握は常にした方がよいのでは。
議長	地元の農家から農業委員及び推進委員へ情報提供があった場合、自分たちだけで解決するのではなく、農政課へ相談していく方がよいと思います。
議長	他に何かございますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１２号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１０号から第１２号に係る議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は １件でございます。 総会資料の ６ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知

議長 続きまして、協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について ですが、今回報告は 8 件でございます。
総会資料の 7 ページから 8 ページ目を御覧願います。

番号 1 から 9 につきましては、令和 2 年 6 月 16 日に届出があり、令和 2 年 9 月 29 日に解約となるものです。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

推進委員 表記について、賃貸人に対しては「貸借人」ではなく「賃借人」が正しい表現となるものと思います。

協議報告事項 4 その他

議長 質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 ○農業委員会活動記録の提出について
・提出のご協力ありがとうございます。

○農地パトロールの日程について
・新体制での地区割が決まる 8 月 24 日の総会の際にお知らせする予定です。

○来月総会
・ 8 月 24 日（月）午前 9 時
・議事録署名委員の江口委員、大山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

事務局 以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。

議長 内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員 改選の関係で親和会の皆様へ還付があります。また、新農業委員の方については、次回総会の際に集金がありますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

局長 任期満了にあたりまして、事務局としてお礼を申し上げたいと思います。明後日の 7 月 19 日に任期満了となり、新制度になって初めての委員ということで、仕事が増えたり、手探りの状況もあったかと思います。また、農地パトロールについても熱心に取り組んでいただいて本当にありがとうございました。

議長	ここで、退任される方、大変お疲れ様でございました。今後ともお体を大切にされまして、市の農政に今後も是非ご指導いただければと思います。 また、改めて任命させていただく委員の方々には、今後とも同様にお体を大切にさせていただき、引き続きよろしくお願いいたします。 来週月曜日には、早速任命式及び臨時総会となりますが、よろしくお願いいたします。 ３年間どうもありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時４９分】
----	---